

新型コロナワクチンの予診票に関する陳情について

1 接種に係る情報管理

- ・ 国の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下「手引き」という。）」において、予防接種法（以下「法」という。）第 9 条の 3 や文書管理規程等に従い予防接種台帳を作成し、少なくとも 5 年間は適正に管理・保存することと示されている。
- ・ 予防接種台帳の管理項目は予防接種法施行規則第 3 条において示され、予防接種台帳の管理方法は国の定期予防接種実施要領（以下「実施要領」という。）第 1 の 1 において、「予防接種台帳を未接種者の把握や市町村間での情報連携等に有効活用するため、電子的な管理を行うことが望ましい」とされている。
- ・ 本市において接種情報の管理は市システム内において電子的に行っており、平成 21 年度以降の接種情報を管理している。

【予防接種施行規則第 3 条（予防接種に関する記録）】

一	予防接種を受けた者の氏名、性別、生年月日及び住所
二	予防接種を行った年月日
三	予防接種の種類
四	予防接種を行った医師の氏名
五	接種液の接種量
六	接種液の製造番号その他当該接種液を識別することができる事項
七	予防接種を受けた者の個人番号

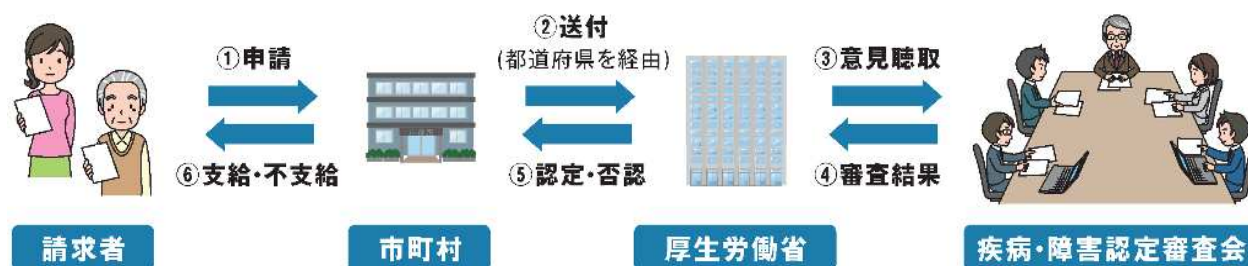
2 予診票の保存期間

- ・ 手引きでは、医療機関においては予診票の控えを保管するものとし、その取扱いについては、診療録に準ずるものとし、原則として 5 年間保存するものとされている。
- ・ 市町村における予診票の保存期間は実施要領第 1 の 9 第 3 号において、「市町村長は、接種後に予診票を回収し、文書管理規則等に従い、少なくとも 5 年間は適正に管理・保存すること。」と示されている。
- ・ 本市における予診票の管理・保存は、予防接種台帳を電子的に管理していることから、全ての予防接種において 5 年経過した後に廃棄している。

3 予防接種健康被害救済制度

- ・ 予防接種後の副反応による健康被害は、極めてまれではあるものの不可避免的に生じるものであることから、接種に係る過失の有無に関わらず迅速に救済することとされている。
- ・ 新型コロナワクチンの特例臨時は、法第 6 条第 3 項の臨時に行う予防接種とみなして同法の規定を適用し行われるものである。

(1) 給付手続きの流れ



※救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し審査請求することができる。

(2) 救済制度の考え方

- ・ 法に基づく予防接種は社会防衛上行われる重要な予防措置であり、極めて稀ではあるが不可避免的に健康被害が起こりうるという特性があるにも関わらずあえて実施しなければならないということに鑑み、健康被害を受けた者に対して特別な配慮をするために設けられた制度である。
- ・ 本制度による給付を受けるためには、疾病・障害認定審査会の審査を経る必要があり、同分科会においては、申請資料に基づき個々の事例ごとに、以下の医学的見地等から慎重な検討がされている。
 - ① 症状の発生が医学的な合理性を有すること
 - ② 時間的密接性があること
 - ③ 他の原因によるものとする合理性がないこと 等
- ・ 認定に当たっては「厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とする」という方針で審査が行われている。

(3) 救済給付の認定要件

- ・ 法第15条第1項の規定を踏まえ、救済給付の認定要件は以下の二点となる。
 - ① 被接種者の症状が「疾病」「障害」又は「死亡」の定義に該当するもの
 - ② ①の要件を満たすことを前提に、予防接種と「当該疾病、障害又は死亡」との間に因果関係があること
- ・ 因果関係の判断は、被接種者の接種の事実関係のみならず、接種時の健康状態や接種前後の状況を総合的に考慮し、予防接種が疾病等を招来した関係にあることにつき、一般人をして疑問を差し挟まない程度の蓋然性があると認められる場合に認められる。

(4) 請求方法と必要書類

- ・ 救済給付の請求は、健康被害を受けた被接種者やその家族の者が、予防接種を受けた時に住民票を登録していた市町村に行く。
- ・ 請求には、予防接種を受ける前後のカルテなど、必要とする書類があり、必要な書類は給付の種類によって異なっている。

■必要な書類

●請求者が用意 ○自治体が用意

	医療費 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死亡一時金	葬祭料
請求書	●	●	●	●	●
受診証明書	●				
領収書等	●				
診断書		●	●		
死亡診断書、 死体検案書等				●	●
埋葬許可証等					●
接種済証、 母子健康手帳	●	●	●	●	●
診療録等	●	●	●	●	●
住民票		●		●	
戸籍謄本、 保険証等		●		●	●
予診票	○	○	○	○	○
副反応疑い 報告書	○	○	○	○	○
被接種者 経過概要	○	○	○	○	○
調査委員会 報告書	○	○	○	○	○

4 陳情に対する意見について

- ・ 本市における予診票の保存期間は接種後 5 年間としているが、予診票は全ての救済給付に必要な書類とされている。
- ・ 新型コロナワクチン特例臨時接種の救済給付の申請期限がないこと、現在、国において予防接種のデジタル化に合わせ、予防接種の記録を現状の 5 年間から延長することを検討しているなどの動きがあることから、予診票の保存期間を 5 年間から 10 年間に延長する。